

新旧対照表 土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（災害復旧事業版）

新	旧
I 目的 ～ III 対象となる内容 ＜略＞	I 目的 ～ III 対象となる内容 ＜略＞
IV 積算の方法 1. 基本的な考え方 （1）現場環境改善費率分の100%を上限とし、対策の妥当性を確認の上、精算変更時に「見積もり」や「物価資料」を参考に積上げ計上を行うものとする。なお、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認すること。 （2）全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。 ＜積上げ計上する場合の留意事項＞ ①リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。 ②購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 ③施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。	V 積算の方法 1. 基本的な考え方 （1）現場環境改善費率分の50%を上限とし、対策の妥当性を確認の上、精算変更時に「見積もり」や「物価資料」を参考に積上げ計上を行うものとする。なお、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認すること。 （2）全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。 ＜積上げ計上する場合の留意事項＞ ①リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。 ②購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 ③施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。
V 現場環境改善等計画書の提出について ～ VI 工事成績評定の取り扱いについて ＜略＞	V 現場環境改善等計画書の提出について ～ VI 工事成績評定の取り扱いについて ＜略＞